

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年6月30日 14時05分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市姫埼東方沖 姫埼灯台から真方位126° 140m付近 （概位 北緯38° 05.2′ 東経138° 33.9′）
インシデントの概要	漁船たいと丸は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 たいと丸、0.6トン NG3-16134（漁船登録番号）、個人所有 5.57m (Lr) × 1.64m × 0.61m、FRP ガソリン機関、船外機、30kW（動力漁船登録票による）、平成2年10月4日、4サイクル、回転数毎分6,000、4気筒、ボア65mm、使用燃料ガソリン、平成20年機関製造
乗組員等に関する情報	船長 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月20日 免許証交付日 平成30年7月18日 （令和6年5月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.0m、うねり 波向西、波高約1.3m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和5年6月30日14時00分ごろさざえ刺し網漁業の操業を行う目的で、佐渡市大川漁港を出港し、機関回転数毎分1,800及び約5.0ノットの対地速力で姫埼東方沖の漁場に向かった。 本船は、姫埼東方沖を航行中の14時05分ごろ、船外機の運転音が急に低くなるのとほぼ同時に機関回転数が一気に下がり、船外機が

停止した。(写真1～4参照)



写真1



写真2



写真3



写真4

写真1～4 本船の状況

船長は、その後、船外機の始動を繰り返し試みたが、始動できなかったため、船外機のエンジンカバーを取り外して点検したところ、燃料こし器のフィルタの詰まりにより船外機が停止したことが分かり、同フィルタを清掃した後、船外機の始動を試みたが、バッテリーが過放電状態となり、船外機を始動することができなかった。

船長は、携帯電話を携帯することを失念していたので、海上保安庁等に救助を要請することができなかった。

船長の家族は、帰港予定時刻の16時00分ごろになっても戻ってこないことを心配して、僚船に救助を依頼し、僚船が漁場付近を捜索したものの発見できず、17時00分ごろ海上保安庁に救助を要請した。

本船は、7月1日11時00分ごろ姫埼北東方沖を漂流していたところ、釣り場に向けて航行中のプレジャーボートが、本船を発見してえい航し、12時00分ごろ佐渡市入桑漁港に入港した。

本船は、バッテリーの充電を行った後、船外機を始動して海上試運転を行った結果、良好であった。(写真5～6参照)



写真5

燃料こし器



写真6

写真5～6 清掃後の燃料こし器の状況

(付図1 インシデント発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長によれば、船外機の停止に至る状況等は、次のとおりであった。

- (1) 船外機の整備は、これまで不定期に機関修理業者へ依頼していたが、長年にわたり不具合が生じていなかったため、燃料こし器の点検及びフィルタの取替えを行っておらず、燃料こし器のフィルタの経年による汚損状態を把握していなかった。
- (2) 船外機の異状を知らせる警報は、機関が過熱した場合や潤滑油圧力が低下した場合に吹鳴するものであったが、本インシデント当時、警報は作動しなかった。
- (3) これまで航行中及び操業中において、船外機の燃料系統に不具合が生じていなかったため、燃料こし器の状態を観察しておらず、詳細を把握していなかった。
- (4) 漁場に向かう際、ふだん24ℓ入り燃料タンクにガソリンを18ℓ入れて出港しており、本インシデント当日も同様であった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、船外機の燃料こし器の点検及びフィルタの取替えが長年にわたり行われていない状況下、姫埼東方沖において航行中、燃料こし器のフィルタが閉塞し、船外機に供給する燃料油が途絶えたことから、各シリンダに燃料油が噴射されず、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、船外機を整備する際、燃料こし器の点検及びフィルタの取替えを長年にわたり行っていなかったことから、燃料こし器のフィルタの経年による汚損状態を把握していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、船外機の燃料こし器の点検及びフィルタの取替えが長年にわたり行われていない状況下、姫埼東方沖において航行中、燃料こし器のフィルタが閉塞し、船外機に供給する燃料油が途絶えたため、各シリンダに燃料油が噴射されず、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本インシデント後、船外機を整備する際、燃料こし器の点検を必ず行ってフィルタの状態を確認することにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、燃料こし器の点検を定期的に行って、フィルタの清掃を行うこと。また、必要に応じフィルタを取り替えること。 ・ 船長は、事故時の救助要請等を速やかに行うため、出航時、携帯電話等の通信機器の有無を必ず確認すること。

付図1 インシデント発生場所概略図

